（サイバー捜査課）

第四十六条　サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

一　サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。

二　サイバー事案に係る犯罪の取締りに関する外国の警察行政機関との連絡に関すること。

（情報技術解析課）

第四十七条　情報技術解析課においては、次の事務をつかさどる。

一　犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

二　サイバー事案の防止対策に関する事務のうち技術に関すること。

附則第二項を削る。

附則第三項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項を附則第二項とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部改正）

2　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三条第三項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「同法」を削る。

内閣総理大臣　岸田　文雄

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法（平成七年法律第百五号）附則第一条の二の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の五各号中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第三項ただし書（同法第七十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十六条第一項第一号イ、第六十七条の二及び附則第十四条の四第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第一号、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条第四項及び第百四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第一条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「第十五条第三項」を「第十五条第三項ただし書」に改め、同条中「第十五条第三項」を「第十五条第三項ただし書」に改め、「、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）のほか」を削る。

本則に次の二条を加える。

（法第六十六条第一項第一号イの政令で定める基準）

第十五条　法第六十六条第一項第一号イの政令で定める基準は、当該会計年度の前々会計年度において、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十二条第五項に規定する差額を当該会計年度末における同項に規定する積立金に加減した額が、同項に規定する失業等給付額等に相当する額未満であること。

二　各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が、七十万人以上であること。

2　当該会計年度の前会計年度において、法第六十七条の二の規定により国庫が負担した額がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「加減した額」とあるのは、「加減した額に当該会計年度の前会計年度における法第六十七条の二の規定による国庫の負担額を加算した額」とする。

（法第六十七条の二の政令で定める場合）

第十六条　法第六十七条の二の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該会計年度における雇用保険率（法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率をいう。以下この号において同じ。）が千分の十五・五（徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十四・五）以上である場合

二　当該会計年度の前会計年度において、徴収法第十二条第五項に規定する差額を当該会計年度の前会計年度末における同項に規定する積立金に加減した額から同項に規定する教育訓練給付額（以下この号において「教育訓練給付額」という。）及び同項に規定する雇用継続給付額（以下この号において「雇用継続給付額」という。）を減じた額が、同項に規定する失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超えない場合

三　前二号に該当しない場合であつて、当該会計年度において、受給資格者の数の急激な増加及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況の急激な悪化が認められる場合

附則中第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十四条の四第二項の国庫が負担する額の算定方法）

第八条　前条の規定は、法附則第十四条の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。この場合において、前条第一項中「令和二年度及び令和三年度の各年度」とあるのは、「令和四年度」と読み替えるものとする。

附則第四条の次に次の二条を加える。